

中小企業の新たな 取り組み（経営革新） を支援します!!

経営革新計画の承認申請のしおり

～中小企業等経営強化法～

令和5年4月

島 根 県

中小企業等経営強化法に基づく**経営革新計画の承認申請**の手続きに当たっては、中小企業庁が作成しているパンフレット「**経営革新計画進め方ガイドブック**」を参考にしてください。

なお、島根県における承認までの流れ、独自の支援施策、連絡先等については本しおりに記載しておりますので、ご確認の上、手続きを行ってください。

1. 計画承認までの流れ

最寄りの相談窓口への相談

- ・ まず**最寄りの相談窓口**（最寄りの商工団体等）へお気軽にご相談ください。
- ・ 詳しい連絡先については、このしおりの最終ページをご覧ください。
- ・ ビジネスプラン（経営革新計画）の作成には、様々なお手伝いができますので、上記の相談窓口へ**早めのご相談をお勧め**します。

必要書類の準備 ・ 作成

- ・ 経営革新計画を作成されたら、申請書類を作成してください。
- ・ 支援施策のご利用に当たっては、計画作成と並行して、各支援施策実施機関と**事前に十分な協議**を行ってください。特に、外部からの資金調達（融資等）をご利用になる場合は、**資金調達先と必ず事前に協議**しておいてください。

申請書の提出

- ・ 計画承認申請書に必要な添付書類を添えて、県の担当窓口（最終ページ参照）に提出してください。

県知事の審査・承認

- ・ 県の担当者が計画内容等のヒアリングを行います。
- ・ 計画内容の審査後、承認された場合には、**承認通知書**が交付され、**各種の支援施策**のご利用が可能となります。
- ・ なお、審査には**ヒアリング等の時間**を要しますので、融資等のご利用を予定される場合は、融資等の日程に間に合うよう**早めの申請準備**をお願いします。

計画の実行、支援施策の利用

- ・ 各支援施策実施機関による審査を経た上で、支援施策等が決定されます。
- ・ 計画を実行しながら進捗状況の把握を行い、**PDCA サイクル**（Plan：計画、Do：実行、Check：検証、Action：改善）の定着に努めてください。

進捗状況の確認 その他

- ・ 計画開始後、フォローアップのために、進捗状況調査等が行われます。
- ・ 実行後の状況により**計画の中止や変更等**が生じた場合は、**所定の手続き**が必要となりますので、県の担当窓口や最寄りの相談窓口（最終ページ参照）へご相談ください。

2. 申請書類の書き方、添付書類等

(1) 申請書の作成

島根県版の申請様式がありますので、必ず、県中小企業課ホームページから最新の申請様式をダウンロードして記入してください。電子媒体や紙での提供も可能ですので、県の担当窓口までお申し出ください。

申請書ダウンロード（県中小企業課ホームページ）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/shinjigyo/shinseisho.html>

(2) 記入上の注意

一般的な記載方法・注意事項については、国パンフレット「経営革新計画進め方ガイドブック」をご覧ください。県や商工団体等の窓口で配布しています。中小企業庁ホームページ（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html>）よりダウンロードも可能です。

国の様式第 13 は県の様式第 1、国の様式第 14 は県の様式第 2 に読み替えてください。

補足の注意事項は以下のとおりです。

① 様式第 1（承認申請書）、様式第 2（変更承認申請書）

- ・ 住所地は、法人の場合：登記上の本店所在地、個人の場合：住民登録の住所地（※事業所所在地ではありません）を記載してください。
- ・ 必ず連絡担当者欄を記入してください。
- ・ メールアドレスも記入してください。経営革新に関する県からの様々な情報提供を、メールにて行う場合があります。なお、携帯電話のメールアドレスはご遠慮ください。

② 別表 2（実施計画と実績）

- ・ 評価基準は数字で客観的に評価できる基準（例：売上高、生産数量、稼働率、不良率、新規顧客数等）が望ましく、主観的な基準（例：役員の評価等）は避けてください。

③ 別表 3（経営計画及び資金計画）

- ・ 民間リース、産業振興財団の設備貸与制度を利用される場合、リース期間に応じたリース費用を④販売費及び一般管理費欄と⑪減価償却費「リース・引当費用」欄に記載してください。
- ・ 各種補助金を利用される場合、補助金額を「その他」欄に記載してください。

④ 別表 4（設備投資計画及び運転資金計画）

- ・ 設備投資額については、機械設備だけでなく、土地、建物等も記載してください（いわゆる「設備資金」の対象となるものとお考えください）。
- ・ 別表 4 に計上されている必要資金額に対応するものが、別表 3 の資金調達額にもれなく計上されているか、金額、時期等の整合性を確認してください。

⑤ 別表 6（関係機関への連絡希望）

- ・ 計画作成等に関与した支援機関等を連絡希望先に含むようにしてください。
- ・ 一覧にない機関への連絡も可能ですので、適宜、欄を追加して記載してください。

⑥ 別表 7（事例集等作成のお願い）

- ・ 県のホームページ上で承認事例の一般公開（「経営革新計画のテーマ」）を行いますので、それを念頭に公開区分を記入してください。

(3) 提出書類

一般的な提出書類・注意事項については、国パンフレット「経営革新計画進め方ガイドブック」をご覧ください。補足の注意事項は以下のとおりです。

① 添付書類

区分	必 要 書 類	備 考
法人	法人登記事項証明書又は定款の写し	可能な限り登記事項証明書を添付してください（コピーでも可）
	直近 2 期分の決算書	
個人	直近 2 期分の所得税の確定申告書の写し	

※ 変更承認申請の場合は、変更の内容に応じて異なりますので、県の担当窓口等にご確認ください。

② 参考資料

以下の資料は必須ではありませんが、審査における参考としたいので、可能な範囲内で添付をお願いします。

- ・ 企業概要（企業パンフレット、営業報告書等）
- ・ 新たな事業活動内容のイメージ図、具体的計画書、収支計画表等の参考資料
- ・ 設備投資がある場合、土地、建物、設備等の内容が分かるもの（図面、見積書、パンフレット等）

3. 支援施策について

以下の施策が用意されています。国パンフレット「経営革新計画進め方ガイドブック」に紹介されているものは施策内容を記載していませんので、詳細は国パンフレットをご覧ください。

太字のものは、**島根県独自の施策**です。

なお、計画の承認は、各支援施策の実行を保証するものではありませんので、**計画承認申請の準備と並行して、各施策実施機関へ事前に十分な協議を行ってください。**

区分	施 策 名	国／県
融資	① 信用保証の特例	国
	② 県制度融資の特別融資（新事業展開強化資金）	県
	③ 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度	国
	④ 高度化融資制度	国
	⑤ 設備貸与の特例	県
投資	⑥ 起業支援ファンドからの投資	国
	⑦ 中小企業投資育成株式会社からの投資	国
補助	⑧ ISO シリーズ等の国際規格認証取得促進助成金	県
	⑨ 事業承継新事業活動支援補助金	県
販路	⑩ 販路開拓コーディネート事業	国
	⑪ 新価値創造展（中小企業総合展）への出展	国
海外 展開	⑫ 株式会社日本政策金融公庫法の特例	国
	⑬ 株式会社日本貿易保険による支援措置	国
	⑭ 中小企業信用保険法の特例	国

各支援施策の補足説明は、以下のとおりです。

融資	① 信用保証の特例	国
	通常の付保限度額と同額の別枠設定、新事業開拓保証の限度額引き上げ	
	島根県信用保証協会 TEL 0852-22-2837	

融資	② 県制度融資の特別融資（新事業展開強化資金）	県
	（対象者）計画承認を受けた中小企業者、組合等 （融資利率）責任共有：年 1.35%、責任共有外：年 1.2% （保証料）責任共有：年 0.4～1.5%、責任共有外：年 0.4～1.7% （融資限度額）設備：8 千万円、運転：5 千万円 （融資期間）設備：12 年以内、運転：10 年以内（いずれも据置 1 年以内） （保証人）法人：取扱金融機関又は島根県信用保証協会の決定による、個人：原則不要 （担保）取扱金融機関又は島根県信用保証協会の決定による （申込先）最寄りの商工会議所、商工会等 ※ 別途、取扱金融機関、島根県信用保証協会の審査があります。計画承認は、融資実行を保証するものではありません。	
	県商工労働部中小企業課（金融係）TEL 0852-22-5882	

融資	③ 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度	国
	貸付利率は基準利率▲0.65%	
	株式会社日本政策金融公庫 松江支店（中小企業事業）TEL 0852-21-0110 // 松江支店（国民生活事業）TEL 0852-23-2651 // 浜田支店（国民生活事業）TEL 0855-22-2835	

融資	④ 高度化融資制度	国
	長期・無利子融資	
	県商工労働部中小企業課（金融係）TEL 0852-22-5883	

融資	⑤ 設備貸与の特例	県
	（対象者）計画承認を受けた事業者 （利用限度額）100 万円～1 億円（税込価格） （金利）残金に対して年 1.60%（通常年 1.75%） （保証金）設備価格の 5% （償還期間等）7 年以内（6,000 万円超の場合及び公害防止設備は 12 年以内、）、据置 1 年以内の月賦均等償還 （保証人）法人：原則代表者のみ、個人：原則不要 （担保）物的担保は原則不要 ※ 中古設備も対象となります（詳細はご確認ください）。 ※ 別途、しまね産業振興財団の審査があります。計画承認は、貸与実行を保証するものではありません。	
	公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5113 // 石見事務所 TEL 0855-24-9301	

投資	⑥ 起業支援ファンドからの投資	国
	株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供	
	中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド企画課 TEL 03-5470-1672	

投資	⑦ 中小企業投資育成株式会社からの投資	国
	株式の引受け、新株予約権付社債等の引受け	
	大阪中小企業投資育成株式会社 TEL 06-6459-1700	

補助	⑧ ISO シリーズ等の国際規格認証取得促進助成金	県
	(対象業種) 製造業又は情報サービス業を営む者(製造業又は情報サービス業の分野での取得を目指す者)	
	(対象経費) 専門家経費、審査登録に要する経費	
	(助成額) 対象経費の 1/2 以内で、1 件当たり 100 万円以内 ※ 別途、しまね産業振興財団の審査があります。計画承認は、補助金の交付決定を保証するものではありません。	
	公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5115	

補助	⑨ 事業承継新事業活動支援補助金	県
	(概要) 後継者又は後継予定者が中心となって、新商品若しくは新役務の開発、業務・施設等の改善又は 販路開拓によって収益力の向上を図る取組を支援。	
	(対象経費) 備品機械設備等購入費、施設改修費等	
	(対象者) ①後継予定者が決まっており、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点から5年以内に代表者の交代をする事業承継計画を有し、株の過半数を引き継ぐ計画としていること(個人事業主の承継も含む。)②補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日時点で事業承継実施後2年以内であること (補助率) 1/2 (経営革新計画等法承認がある場合は2/3) (補助上限) 100万円(経営革新計画等法承認がある場合は200万円)	
	窓口：各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会 公益財団法人しまね産業振興財団 担当：県商工労働部中小企業課(経営力強化支援室) 県西部県民センター商工観光部(商工振興課) ※各機関の連絡先については、最終ページをご覧ください。	

販路	⑩販路開拓コーディネート事業	国
	販路開拓コーディネーターによるマーケティングサポート	
	中小企業基盤整備機構中国本部経営支援部経営支援課 TEL082-502-6555	

販路	⑪新価値創造展(中小企業総合展)	国
	計画承認を受け、自社で開発した製品・サービス等で出展を希望される場合、出展審査等において評価の対象となります。	
	中小企業基盤整備機構販路支援部販路支援課 TEL03-5470-1525	

海外展開	⑫株式会社日本政策金融公庫法の特例	国
	日本政策金融公庫が信用状を発行しその債務を保証	
	株式会社日本政策金融公庫松江支店（中小企業事業）TEL0852-21-0110	

海外展開	⑬株式会社日本貿易保険による支援措置	国
	日本貿易保険が海外事業資金貸付保険を付保	
	株式会社日本貿易保険営業第二部 TEL03-3512-7670	

海外展開	⑭中小企業信用保険法の特例	国
	海外投資関係保証の限度額の引き上げ	
	島根県信用保証協会 TEL0852-22-2837	

4. 相談窓口（最寄りの商工団体）

・ 商工会議所

松 江 0852-32-0505 浜 田 0855-22-3025 出 雲 0853-25-3710
 益 田 0856-22-0088 大 田 0854-82-0765 安 来 0854-22-2380
 江 津 0855-52-2268 平 田 0853-63-3211

・ 商工会

まつえ北 0852-82-2266 東出雲町 0852-52-2344 まつえ南 0852-66-0861
 安 来 市 0854-32-2155 奥出雲町 0854-54-0158 雲 南 市 0854-45-2405
 飯 南 町 0854-76-2118 斐 川 町 0853-72-0674 出 雲 0853-53-2558
 銀 の 道 050-3784-0955 川 本 町 0855-72-0123 美 郷 町 0855-75-0805
 邑 南 町 0855-95-0278 桜 江 町 0855-92-1331 石 央 0855-42-0070
 美 濃 0856-52-2537 津和野町 0856-72-3131 吉 賀 町 0856-77-1255
 隠岐の島町 08512-2-1157 隠 岐 國 08514-2-0376 西ノ島町 08514-6-1021

（※ 本所のみ記載しています。支所等については、本所にご確認ください。）

- ・ 島 根 県 商 工 会 連 合 会 0852-21-0651（本所）、0855-22-3590（石見事務所）
- ・ 島 根 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 0852-21-4809
- ・ 公益財団法人しまね産業振興財団 0852-60-5115（本部）、0855-24-9301（石見事務所）

5. 県の担当窓口（申請書提出先）

区域	担 当	所 在 地	電話(上)・FAX(下)
東 部 隠 岐	商工労働部中小企業課 (経営力強化支援室)	〒690-8501 松江市殿町 1 (県庁本庁舎 2 階)	0852-22-5285
			0852-22-5781
西 部 (大田市、 邑智郡以西)	西部県民センター商工観光部 (商工振興課)	〒697-0041 浜田市片庭町 254 (県浜田合同庁舎 2 階)	0855-29-5649
			0855-22-5306

制度の詳しい説明、申請書等のダウンロードは

→島根県中小企業課ホームページへ

経営革新 島根

検索

※ このしおりの内容は、令和5年4月現在です。支援施策の内容等は、その後、変更される場合もあります。